資料1 - 4

暴力団対策の推進

改正暴力団対策法の要点

暴力団の代表者等に対する民事責任の追及

<u>暴力団の代表者等の損害賠償責任の拡大強化</u> 損害賠償請求等の妨害行為の規制

組織的暴力の助長行為の規制

対立抗争等に関する賞揚等の規制

行政対象暴力の規制等

行政対象暴力の規制

行政庁に対する許認可等の要求、入札参加要求等の不当な要求行為の禁止、 中止・再発防止命令

暴力排除活動の促進

国・地方公共団体の責務

行政対象暴力対策の推進

行政対象暴力を規制する規定を十分に活用し、行政対象暴力対策 を推進することが重要



十分に活用するためには、行政機関が不当要求に対して、組織としての対応体制の整備や対応能力の向上を図っていることが前提

暴力団排除に向けた取組みの推進

国・地方公共団体の責務が規定されたことに伴い、暴力団排除に向けた取組み(情報の提供、広報啓発等)を一層推進することが重要



業者等が行う暴力排除活動の促進を図るためには、<u>各省庁自らが</u> 実施可能な暴力団排除に向けた取組みを積極的に講ずることが前提